

■ ネットでのご意見（※画像は変更になる場合があります）

1) パブコメ画面を開く（リンク先を表示するか、URL をブラウザに貼り付け）

(1) [登録販売者資質向上研修 省令格上げについて](#)

<https://public-comment.e->

[gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495210083&Mode=0](https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495210083&Mode=0)

(2) [登録販売者の管理者要件の改正について](#)

<https://public-comment.e->

[gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495210082&Mode=0](https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495210082&Mode=0)

2) パブコメ画面の「意見募集要領」を選ぶ

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案（登録販売者に対する継続的な研修の実施関係）に関する御意見の募集について

募集中

facebook twitter

カテゴリー	厚生
案件番号	495210083
定めよとする命令などの題名	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案
根拠法令条項	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号）第2条の2及び第57条
行政手続法に基づく手続か	行政手続法に基づく手続

案の公示日	2021年6月15日 NEW
受付開始日時	2021年6月15日9時30分
受付締切日時	2021年7月14日23時59分
意見提出が30日未満の場合その理由	

意見募集要領を選ぶ

意見募集要領（提出先を含む）	意見募集要領 PDF
命令などの案	概要 PDF
関連資料、その他	
資料の入手方法	-
備考	
問合せ先（所管省庁・部署名等）	厚生労働省医薬・生活衛生局総務課電話：03-3595-2377

意見提出前に、意見募集要領（提出先を含む）を確認してください。

意見募集要領（提出先を含む）を確認しました。

[戻る](#)

意見提出には画像や音声による認証が必要です。

[意見入力へ](#)

2) 意見募集要領を確認してから「タブを閉じる」

意見募集要領のタブを閉じる
※ブラウザは閉じない

有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案（登録販売者に対する継続的な研修の実施関係）に関する御意見の募集について

令和3年6月
厚生労働省医薬・生活衛生局
総務課

3) 「意見募集要領（提出先を含む）を確認しました」にチェックし、「意見入力へを選ぶ

案の公示日	2021年6月15日 NEW
受付開始日時	2021年6月15日9時30分
受付締切日時	2021年7月14日23時59分
意見提出が30日未済の場合その理由	
意見募集要領（提出先を含む）	意見公募要領 PDF
命令などの案	概要 PDF
関連資料、その他	
資料の入手方法	-
備考	
問合せ先（所管省庁・郵局名等）	厚生労働省医薬・生活衛生局総務課電話：03-3595-2377

① 「意見募集要領（提出先を含む）を確認しました。」にチェックする

意見提出前に、意見募集要領（提出先を含む）を確認してください。

意見募集要領（提出先を含む）を確認しました。

② 「意見入力へ」を選ぶ

戻る

意見提出には、顔写真による認証が必要です。

意見入力へ

4) 「必須 提出意見」にご意見を入力する (2000 文字以内)。

意見入力

命令などの案に対する意見等を入力してください。

ⓘ 注意事項

意見提出の締切日時を過ぎた場合は、
意見を提出できませんので、ご注意ください。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案（登録販売者に対する継続的な研修の実施関係）に関する御意見の募集について

案件番号	495210083
所管省庁・部局名等	厚生労働省医薬・生活衛生局総務課 電話：03-3595-2377
受付開始日時	2021年6月15日9時30分
受付締切日時	2021年7月14日23時59分

2000 文字以内でご意見を入力する

必須 提出意見 0/2000

あいうえお…

- 5) 住所、連絡先等の入力は任意です。必要事項を入力完了後、「私はロボットではありません」にチェックし、「内容を確認」を押す。

差支えなければ、意見提出にあたっては、住所、氏名等の情報を入力してください。

任意 郵便番号

100 - 8926

半角数字

任意 住所

東京都千代田区霞が関2-1-2

任意 姓

バブコメ

任意 名

太郎

任意 電話番号

03 - 5253 - 5111

半角数字

任意 メールアドレス

abc@edfg.go.jp

任意 メールアドレス(確認用)

abc@edfg.go.jp

個人情報の取り扱い ① 「私はロボットではありません」にチェックする

私はロボットではありません

② 「内容を確認」を押し、提出する

■ 郵送でのご意見

- ・ 所定の書式、フォームはありません。2000 字以内にご意見を記載して厚生労働省へ郵送して下さい。
- ・ 郵送先：〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 厚生労働省 医薬・生活衛生局総務課宛て

■ FAXでのご意見

- ・ 所定の書式、フォームはありません。2000 字以内にご意見を記載して厚生労働省へ FAX して下さい。
- ・ FAX 先：03-3591-9044 厚生労働省 医薬・生活衛生局総務課宛て